

国労本部電送No.241	発信日	発信	責任者	受領者
	2023年6月16日	業務部		

貨物会社 <団体交渉速報>

2023年度夏季手当

「基準内賃金の1.62箇月分」を回答！

社員の期待に背を向ける「低額回答」に断固抗議する！

本部は本日（6月16日）、18時30分、貨物会社から「2023年度夏季手当の支払いに関する申し入れ（国労闘申12号）」に対して「基準内賃金の1.62箇月分」とする回答を受けた。なお、55歳に到達した社員の扱いについては「従前どおり」とし、支払日は「7月7日」と回答した。（添付回答書参照）

席上本部は、「2022年度決算は、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く下で、営業収益は3年連続増収となっているが、それ以上に設備投資をはじめとした営業費用が増加したため、結果として経常損失を計上している。この間、自然災害への対応やコロナ感染症の拡大、物価高騰が家計を直撃する中でも、収入確保に向けて努力を続けてきた社員に何ら報いることなく、会社経営を最優先とする姿勢は社員に責任転嫁するものである」として、①「新型コロナウイルス」による需要低迷や自然災害などを理由とした、低額回答ありきの全く誠意の見られないものでしかない。②昨年度決算は、コロナ禍にあっても営業収益は3年連続増加させている下で、未だ新型コロナウイルス感染の危険にさらされながらも「指定公共機関」の使命を全うし、安全輸送に努力する社員の感情を逆撫でするものでしかない。③社員と家族が物価高騰により厳しい生活を強いられている実態を顧みず、企業として社員の生活に責任を負う姿勢が微塵も見られない。④新しい人事制度で会社が繰返し説明した「生き生きとやりがいのある制度」との主旨を自ら否定する回答である。⑤経営に影響を与える数々の根幹問題を先送りし、社員犠牲の経営を続けている経営陣の責任は重大である。 - と、厳重に抗議を行った。

これに対し、会社は、「貴組合の指摘は受け止めるが、会社として最終判断した中身であり、最終回答である」との見解に終始した。

最後に本部は、本日の夏季手当の低額回答は、社員と家族の生活実態を全く無視したものであり到底認められるものではなく「極めて不満である」と重ねて抗議し、取り扱いについては「持ち帰り」とした。

※尚、オープンは19時45分となっているので資料の扱いについては注意すること。

以上